無縁墳墓等改葬公告

竹原地区土地区画整理事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年８月８日　　沖縄県宮古島市

1　墳墓等所在地　沖縄県宮古島市平良字西里762

1　墳墓等の名称　不詳

1　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

1　改葬を行おうとする者　沖縄県宮古島市平良字西里186番地　宮古島市長　下地　敏彦

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知については、（同法第98条第５項及び第99条第２項の規定に基づき）送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年８月８日

宮古都市計画事業

田老地区土地区画整理事業

施行者　宮古市

代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪97番地

氏名　畠山伊三郎

2　通知の内容

文書番号　都第273号　平成26年７月10日

従前の宅地

町名及び字名　宮古市田老字舘が森

地番　134－３

地目　宅地

登記簿地積　165.15㎡

基準地積　165.15㎡

仮換地

街区番号　38街区

画地番号　６画地

地積　145.46㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年７月17日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知します。

注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年８月８日　　越谷市長　高橋　　努

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所　福島県福島市南沢又字上原１

氏名　桑原　正法

2　平成26年２月３日に提起された異議申立てについて、本市は平成26年６月９日付けで決定をし、決定書の謄本を送付したが、送達することができない。よって、当該決定書の謄本は本市において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は本市に出頭のうえ受領されたい。

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年８月８日　　越谷市教育委員会

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所　福島県福島市南沢又字上原１

氏名　桑原　正法

2　平成26年２月３日に提起された異議申立てについて、越谷市教育委員会は平成26年６月９日付け越教指第497号及び第498号で決定をし、決定書の謄本を送付したが、送達することができない。よって、当該決定書の謄本は越谷市教育委員会において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は越谷市教育委員会に出頭のうえ受領されたい。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福島県福島市岡部字高畑九六番地の四

代表清算人　株式会社ループ

伊藤　友紀

解散公告

当法人は、平成二十六年七月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

千葉市花見川区花園一丁目二一番一二号

コーポコスモ一〇一

司法書士法人リーガルワン

清算人　伊藤　秀樹

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都大田区池上一丁目六番一三―四〇三号

有限会社三和共栄社

清算人　小野　克彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号

合同会社ジェイ・エル・エヌ

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都世田谷区中町一丁目一六番一号

清算有限会社三空屋産店

清算人　臼井　勝一

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都中央区八重洲一丁目八番一号

首都圏建設株式会社

代表清算人　伊藤　登紀夫

解散公告

当社は、平成二十六年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都北区東十条三丁目二番一号

クリーン工房株式会社

代表清算人　小林　隆夫